

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

川崎市

2 構造改革特別区域の名称

かわさきIT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

川崎市の全域

4 構造改革特別区域の特性

川崎市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川をはさんで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵をひかえ、東は東京湾に臨んでいる。市域は多摩川の上流に向かって次々に拡大されたため、南東から北西へ延長約33kmにわたる細長い地形となっている。

また、自然的、地理的条件あるいは市域を分断する形で通過している鉄道、道路網とあいまって南東部（臨海部）の重工業地域と、北西部（内陸部、丘陵部）の住宅地域という性格の異なった地域の結合により都市が形成され、平成19年4月1日現在で人口は130万人を超え、市の面積は144.35km²に及んでいる。

本市は戦前・戦後を通じて京浜工業地帯の中核として、日本経済の発展を支えてきた工業都市であり、鉄鋼、化学、電機・機械、情報通信などの企業が数多く集積してきた。しかし、製造業については、近年中国などの東アジア諸国との競争の激化や操業環境の悪化により、事業所数・従業者数の減少が進んでいる。事業所・企業統計調査によると、事業所数は平成3年度6,212事業所であったものが、平成16年度4,128事業所となり、33.5%の減少、従業員数についても平成3年度17万1,062人であったものが、平成16年度8万1,065人となり、52.6%の減少となっている。

このように製造業の事業所・従業員数ともに大きく減少しつつある一方、産業構造が知識集約型・高付加価値型への転換が進展しており、市内には200を超える研究機関が立地するとともに、企業の基幹的業務システム・ソフトウェアの開発・運用管理・情報処理サービスを行う情報サービス業・情報通信業の集積が進んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

情報サービス業・情報通信業の集積が進むにつれて、情報処理技術を持った人材確保の要請は、非常に高まっており、高度な情報処理技術者の育成・供給が喫緊の課題になっている。また、即戦力として期待する企業の労働力需要に応えるだけでなく、高度な

ITスキルを持った人材が多数育成・輩出されることで、市民・企業・NPO等地域を構成する主体のITの利活用による交流や協働を図る仕組みづくりが促進され、お互いの心が通う協働と安心なまちづくりが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、知識集約型・高付加価値型への産業構造の転換が進展しており、高度な情報処理技術者の育成・供給が喫緊の課題になっているが、現状において、必ずしも対応しきれていない。

このため、必要な講座を受講し、修了することで「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の午前試験が免除される特例措置を活用した構造改革特別区域計画の認定を受けることで、これらの情報処理技術者の国家資格合格を目指す方に、より強い動機づけを行い、求職者のみならず、学生、社会人、企業退職者等のキャリアアップを促し、企業が求める高度なIT人材を育成・輩出する。

また、高度なITスキルを持った人材を多数育成・輩出することにより、企業の労働力需要に応えるだけでなく、市民・企業・NPO等、地域を構成する主体のITの利活用による交流や協働を図る仕組みづくりを促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 市民活力を高め、協働と安心のまちづくりの実現

インターネットや携帯電話の用途は多様化してきており、行政サービスにおいても市民のIT利用に則したサービスの充実が不可欠である。高度なITスキルを持った人材が多数育成・輩出されることにより、ITを活用して市民・企業・NPO等地域を構成する様々な主体の活動や協働、あるいはそのための情報共有が促進され、少子高齢化、環境問題等、地域が直面する様々な課題の解決が図られる。

(2) 産業振興とシティセールスの推進

産業都市として成長してきた本市は、現在200を超える研究機関が立地するとともに、IT関連企業をはじめとする多くの先端産業が立地している。高度なITスキルを持った人材が多数育成・輩出されることにより、これらの企業を中心に企業間ネットワークが形成され、連携や協働から新たな付加価値の創造、国際的な競争力の向上が図られる。また、地域が持つ魅力・ポテンシャル、企業が持つ技術を多様な情報発信媒体を活用し広く内外に発信することで、都市イメージの向上が図られる。

(3) 行政運営の高度化

分権協働社会に対応した新たな自治の仕組みづくりを進めるためには、インターネット上での双方向の情報交換が行える場の整備などが必要となる。高度なITスキルを持った人材が多数育成・輩出されることにより、ITを活用した市民参加の行政運営が可能となる。

8 特例事業の名称

- 1 1 3 1 (1 1 4 3、 1 1 4 5) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 1 1 3 2 (1 1 4 4、 1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業に関する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 川崎再生フロンティアプラン (川崎市新総合計画) の推進

- ・ 平成 17 年 3 月に策定
- ・ 「安全で快適に暮らすまちづくり」、「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」、「人を育て心を育むまちづくり」、「環境を守り自然と調和したまちづくり」、「活力にあふれ躍動するまちづくり」、「個性と魅力が輝くまちづくり」、「参加と協働による市民自治のまちづくり」の 7 つの基本政策に基づく具体的な取組を実施する。

(2) かわさき産業振興プラン

- ・ 平成 17 年 6 月策定
- ・ 「企業と市民との協働によって、市民生活の豊かさと質の向上をはかる」、「持続可能な経済社会に向けた循環型経済システムの形成」、「地球市民の一員としての先導性の発揮と国際貢献」の三つを施策の基本方向とし、本市の産業の将来像として「国際的な知識創発型のイノベーション都市」、「都市アメニティの高い持続型産業都市」、「福祉・生活文化産業の活力がある豊かな市民生活都市」を目指す「国際知識創造発信都市」を目標に掲げ、この実現に向けた施策を実施する。

(3) 第 2 次川崎市情報化基本計画

- ・ 平成 18 年 3 月策定
- ・ 「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」を基本コンセプトとして、IT を活用して市民・企業・市民活動団体等との協働や交流を促進することで、一体感のあるまちづくりを実現するとともに、本市のポテンシャルを内外に発信し、都市イメージの向上を図ることを目的とする。「第 2 次川崎市情報化基本計画」に基づき、「川崎市情報化実施計画」に掲げられている「市民活力を高め、協働と安心のまちづくりに寄与する情報化」、「産業振興とシティセールスを促す情報化」、「行政運営の高度化を図る情報化」、「情報化を支える仕組みづくり」の 4 つの基本施策を実施する。

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3、 1 1 4 5)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 深堀学園 外語ビジネス専門学校

所在地：神奈川県川崎市川崎区駅前本町 2 2 - 9

ハロー！パソコン教室 梶が谷駅前校

所在地：神奈川県川崎市高津区末長 1 7 3 - 4 大明梶ヶ谷ビル 3 階

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C)

所在地：東京都中央区京橋 1 - 1 1 - 8 西銀ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 学校法人 深堀学園 外語ビジネス専門学校

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(C I W 併用コース)

別添資料 1 - 1 のとおり

イ ハロー！パソコン教室 梶が谷駅前校

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(C I W 併用コース)

別添資料 1 - 2 のとおり

いずれも当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験である「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

ただし、(3) イにより、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I

PA) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：CIWファンデーション

当該民間資格試験の出題項目：表に示す通り

| | 出題分野 | | 出題項目 |
|-----|--------------|---|----------------|
| (A) | インターネットの概論 | 1 | インターネット・コンセプト |
| | | 2 | インターネット・インフラ |
| (B) | インターネットの利用 | 1 | Web コンセプト |
| | | 2 | Web サービスの利用 |
| | | 3 | データ・リサーチ |
| (C) | インターネットのメディア | 1 | オブジェクト・データ |
| (D) | セキュリティの技術 | 1 | セキュリティ・リテラシー |
| | | 2 | セキュリティ・マネジメント |
| | | 3 | セキュリティ・テクノロジー |
| | | 4 | ファイアウォール |
| (E) | e ビジネスの設計 | 1 | e コマース |
| | | 2 | マネジメント・ナレッジ |
| (F) | ネットワークの基礎 | 1 | ネットワーク・コンセプト |
| | | 2 | ネットワーク・アーキテクチャ |

| | | | |
|-------|----------------|---|-----------------|
| (G) | ネットワークの設計 | 1 | ネットワーク・コンポーネント |
| | | 2 | ネットワーク・テクノロジー |
| (H) | インターネットワーキング | 1 | インターネット・アーキテクチャ |
| | | 2 | ネットワーク・デザイン |
| | | 3 | ネットワーク・マネジメント |
| (I) | インターネットサービスの構成 | 1 | サービス・コンポーネント |
| | | 2 | サービス・コンポーネント |
| | | 3 | サービス・コンポーネント |
| (J) | システムの開発 | 1 | サーバサイド・スクリプト |
| | | 2 | データベース |
| (K) | サイト開発の基礎 | 1 | サイトデザイン・コンセプト |
| | | 2 | HTML |
| (L) | サイト開発の実践 | 1 | HTML コーディング |
| | | 2 | HTML コーディング |
| | | 3 | HTML コーディング |
| | | 4 | HTML コーディング |
| (M) | サイト開発の応用 | 1 | ツールの使用 |
| | | 2 | 拡張言語テクノロジー |
| | | 3 | 拡張言語テクノロジー |

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、 1 1 4 6)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 深堀学園 外語ビジネス専門学校

所在地：神奈川県川崎市川崎区駅前本町 2 2 - 9

ハロー！パソコン教室 梶が谷駅前校

所在地：神奈川県川崎市高津区末長 1 7 3 - 4 大明梶ヶ谷ビル 3 階

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C)

所在地：東京都中央区京橋 1 - 1 1 - 8 西銀ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 学校法人 深堀学園 外語ビジネス専門学校

「基本情報技術者試験対策講座」(C I W 併用コース)

別添資料 2 - 1 のとおり

イ ハロー！パソコン教室 梶が谷駅前校

「基本情報技術者試験対策講座」(C I W 併用コース)

別添資料 2 - 2 のとおり

いずれも当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

ただし、(3) イにより、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I

PA) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：CIWファンデーション

当該民間資格試験の出題項目：表に示す通り

| | 出題分野 | | 出題項目 |
|-----|--------------|---|----------------|
| (A) | インターネットの概論 | 1 | インターネット・コンセプト |
| | | 2 | インターネット・インフラ |
| (B) | インターネットの利用 | 1 | Web コンセプト |
| | | 2 | Web サービスの利用 |
| | | 3 | データ・リサーチ |
| (C) | インターネットのメディア | 1 | オブジェクト・データ |
| (D) | セキュリティの技術 | 1 | セキュリティ・リテラシー |
| | | 2 | セキュリティ・マネジメント |
| | | 3 | セキュリティ・テクノロジー |
| | | 4 | ファイアウォール |
| (E) | e ビジネスの設計 | 1 | e コマース |
| | | 2 | マネジメント・ナレッジ |
| (F) | ネットワークの基礎 | 1 | ネットワーク・コンセプト |
| | | 2 | ネットワーク・アーキテクチャ |

| | | | |
|-------|----------------|---|-----------------|
| (G) | ネットワークの設計 | 1 | ネットワーク・コンポーネント |
| | | 2 | ネットワーク・テクノロジー |
| (H) | インターネットワーキング | 1 | インターネット・アーキテクチャ |
| | | 2 | ネットワーク・デザイン |
| | | 3 | ネットワーク・マネジメント |
| (I) | インターネットサービスの構成 | 1 | サービス・コンポーネント |
| | | 2 | サービス・コンポーネント |
| | | 3 | サービス・コンポーネント |
| (J) | システムの開発 | 1 | サーバサイド・スクリプト |
| | | 2 | データベース |
| (K) | サイト開発の基礎 | 1 | サイトデザイン・コンセプト |
| | | 2 | HTML |
| (L) | サイト開発の実践 | 1 | HTML コーディング |
| | | 2 | HTML コーディング |
| | | 3 | HTML コーディング |
| | | 4 | HTML コーディング |
| (M) | サイト開発の応用 | 1 | ツールの使用 |
| | | 2 | 拡張言語テクノロジー |
| | | 3 | 拡張言語テクノロジー |
| | | | |

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知識を免除するものである。